

函 企 交  
令和 7 年(2025年)11月18日

総務常任委員会委員 各位

企 画 部 長

参考資料の配付について

このことについて、令和 7 年 11 月 18 日に開催された「函館市地域公共交通協議会 令和 7 年度第 4 回総会」において議題として提出された資料を、下記のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

- ・函館市地域公共交通協議会 令和 7 年度第 4 回総会資料

(計画推進室交通政策課 TEL 21-3625)

## 函館市地域公共交通協議会令和7年度第4回総会 議題概要

### ○議題

議題番号	議題	概要
1	会長および監事の選任について	委員の任期満了に伴う委員改選により空席となった会長および監事の選任を行うもの。
2	令和7年度函館市地域内フィーダー系統確保維持事業（望洋団地線）の評価について	国の地域内フィーダー系統補助金を受ける望洋団地線の令和7年度運行について、評価を実施するもの。（目標達成）
3	令和6年度地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等事業）の評価について	国のユニバーサルデザインタクシー導入補助金について、令和6年度の計画に対して評価を実施するもの。（目標達成）

---

< 資料目次 >

資料 1-1 函館市地域公共交通協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要

資料 1-2 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

資料 1-3 令和7年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画

資料 2-1 令和6年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）

資料 2-2 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

### 事業実施の目的・必要性

函館市は、北海道の渡島半島南端部に位置し、総面積 677.87km<sup>2</sup>、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、人口は251,084人となる。

市道高松新湊線沿線に形成される住宅地は急峻な高台にあり、既存のバス停留所にアクセスが困難であったことから、高齢者の買物等による利用を主な目的として、同地域を経由し地域間幹線系統と接続する路線バス「望洋団地線」を運行することにより、地域住民の利便性向上とともに、連携する公共交通網の利用促進による地域の活性化を図っているところである。

### 生活交通確保維持改善計画の目標

#### 計画目標

- ・「望洋団地線」の利用者数(令和6年10月～令和7年9月)  
1便当たり9人以上
- ・経常収支率52%

### 令和7年度事業概要

函館バス株式会社において、市道高松新湊線の終端となる「新湊高台・函館共働宿泊所」から、多くの地域間幹線との結節点となる「湯倉神社前」および周辺の商業施設を経由し、また「新湊高台・函館共働宿泊所」へと戻る循環系統を、週3日、1日3回の頻度で運行した。

### 地域公共交通の現況

- ・JR函館本線(函館駅、五稜郭駅、桔梗駅)
- ・道南いさりび鉄道(五稜郭駅)
- ・函館市企業局路面電車 2系統
- ・函館バス(株) 98系統
- ・タクシー 14社

### 協議会開催状況

令和7年5月30日

令和7年度第2回函館市地域公共交通協議会  
－令和8年度地域内フィーダー系統確保維持  
計画 承認

令和7年11月18日

令和7年度第4回函館市地域公共交通協議会  
－令和7年度地域内フィーダー系統  
確保維持計画の一次評価 承認(予定)

## 令和7年度事業の実施状況

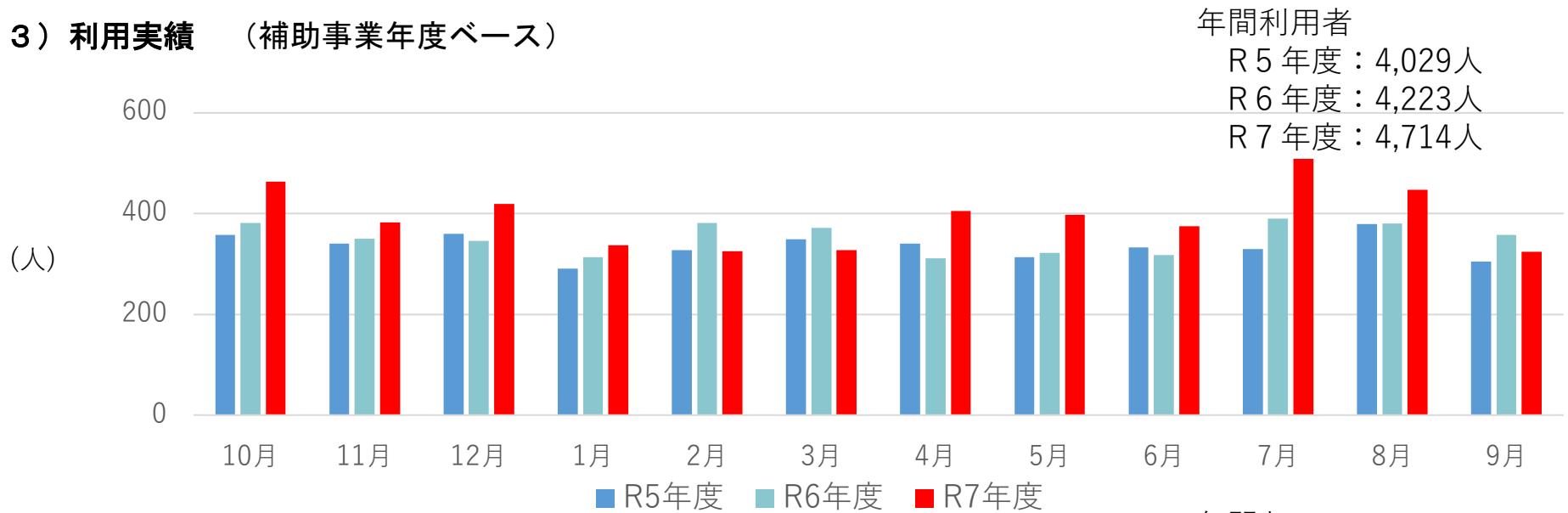
### 1) プロセス、創意工夫

- ・平成28年より、沿線町会においてアンケートを実施するなどして路線を模索し、バス事業者および行政と協議
- ・平成30年11月運行開始
- ・平成30年11月1日には沿線町会、バス事業者、行政が出席し、出発式を開催
- ・運行開始後も、地元町会より沿線事業者にはたらきかけ、バス車体にラッピングを行うなど広告出稿を取りまとめている
- ・令和2年1月には沿線町会からの要望を受け、運行時刻および曜日ごとの経路の変更を実施

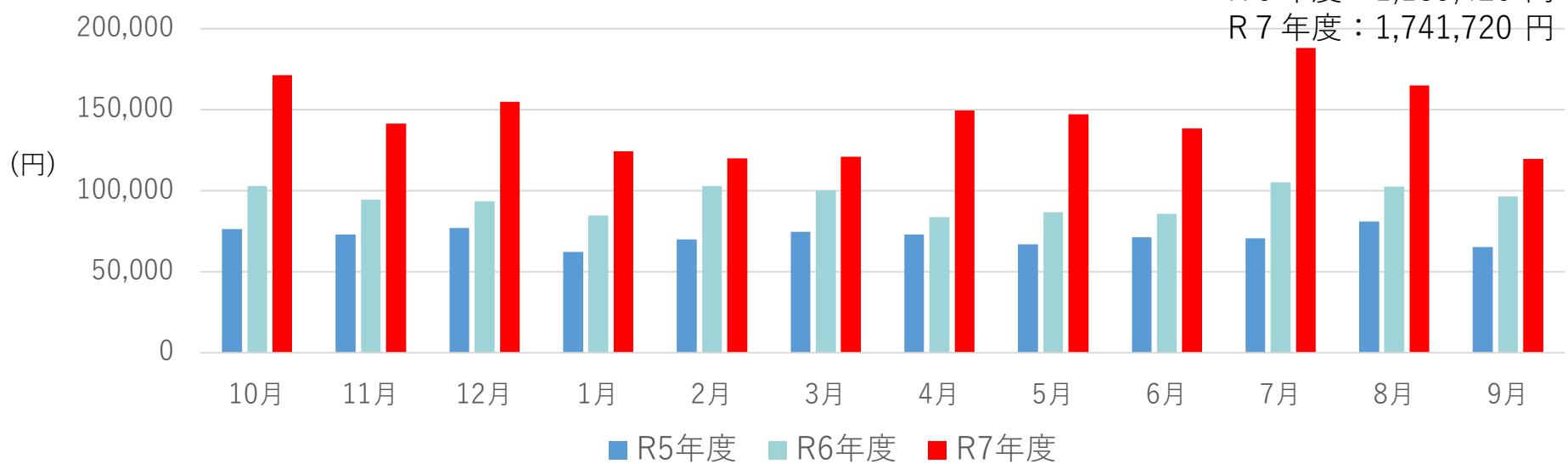
### 2) 運行系統



### 3) 利用実績 (補助事業年度ベース)



### 4) 収入実績 (補助事業年度ベース)



## 5)事業実施の適切性

計画どおりの運行がなされ、適切に事業が行われた。

## 7)事業の今後の改善点

当初は高齢者の買物等に対象を絞ったダイヤ設定を行つたが、通院や下校需要への対応を求める地域の要望を受けて、令和2年1月より曜日ごとの経路・運行時刻の見直しを行つた。

沿線住民の生活に密着した路線となっており、町会が主体となって運行を開始した経緯から、現在も地域の愛着が維持されているため、今後も利用者のニーズに合わせた運行の実施に努める。

## 6)目標・効果達成状況

生活交通確保維持改善計画では、1便あたり9人の乗車を目標としたが、実績は1便あたり約10.3人となり、目標を上回った。

また、経常収支率については、目標の52%に対し、実績は77.85%となり、目標を上回った。

## 8)地方運輸局等における二次評価結果(案)

運輸局記載欄

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名：函館市地域公共交通協議会

評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)	
函館バス株式会社	函館バス株式会社において、市道高松新湊線の終端となる「新湊高台・函館共働宿泊所」から、多くの地域間幹線との結節点となる「湯倉神社前」および周辺の商業施設を経由し、また「新湊高台・函館共働宿泊所」へと戻る循環系統を、週3日、1日3回の頻度で運行した。	当初、高齢者の買物等に対する対象を絞ったダイヤ設定でしたが、通院や下校需要への対応を求める地域の要望を受け、令和2年1月より運行時刻の見直しを行った。	A	計画どおりの運行がなされ、適切に事業が行われた。	生活交通確保維持改善計画では、1便あたり9人の乗車を目標としたが、実績は1便あたり約10.3人となり、目標を上回った。 また、経常収支率については、目標の52%に対し、実績は77.85%となり、目標を上回った。	沿線住民においては路線への愛着が極めて強く、情報発信のほか広告出稿の取りまとめ等協力いただいているため、今後も地域ぐるみで路線を支えていただけるよう、ニーズにあわせた運行の実施に努める。

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名:	函館市地域公共交通協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	函館市は、北海道の渡島半島南端部に位置し、総面積 677.87km <sup>2</sup> 、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、人口は251,084人となる。 市道高松新湊線沿線に形成される住宅地は急峻な高台にあり、既存のバス停留所にアクセスが困難であったことから、高齢者の買物等による利用を主な目的として、同地域を経由し地域間幹線系統と接続する路線バス「望洋団地線」を運行することにより、地域住民の利便性向上とともに、連携する公共交通網の利用促進による地域の活性化を図っているところである。

## 令和 7 年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画

令和 6 年 6 月 24 日

(名称) 函館市地域公共交通協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

函館市内の銭亀沢地区においては、国道 278 号を運行する路線バス（地域間幹線系統）「下海岸線」が主要な交通手段となっているが、これと並行する沿線に形成される住宅地は急斜面上の高台に所在し、特に高齢者の買い物等における既存の地域間幹線バスの利用が難しい状況にあった。

このことから、地域住民の要望に基づき、平成 30 年 11 月より、旧戸井線を経由し、「根崎競技場前」や「湯倉神社前」等のバス停において「下海岸線」、「旭岡団地線」、「川汲鹿部線」の地域間幹線系統と接続する路線バス「望洋団地線」を運行している。

高齢者をはじめとした地域住民の利便性を確保するとともに、アクセスの確保による公共交通網の利用促進を図るため、当該系統の維持が必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

- ・望洋団地線の 1 便あたり乗車人数を 9 人以上（令和 5 年度実績 8.8 人）とする。
- ・望洋団地線の経常収支率を 52%（令和 5 年度実績 51.67%）とする。

※燃料費高騰等の影響を受けている状況ではあるが、沿線町会から運行時刻等に関する要望や利用実態を聞き取るなど、現状を把握して改善に努めるとともに、町会の協力のもと周知を図ることで利用を促進していく。

## (2) 事業の効果

「望洋団地線」の運行により、従来路線バスの利用が困難であった高齢者等の地域住民による公共交通の利用が促進される。

また、地域間幹線系統に接続する運行ダイヤとすることで、連携する公共交通網の利用が促進され、地域の活性化が図られる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者のニーズ調査に基づき、運行経路や運行時刻を設定することにより、路線の利便性を高め、利用者数の確保に繋げる。（事業者）
- ・町会等の住民団体における周知活動等を支援し、地域における公共交通利用の機運醸成を図る。（函館市、住民団体）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
運行経費 1, 767, 022円から運賃収入、営業外収入及び国庫補助金を控除した額を函館バス株式会社が負担する。
<b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。</li> <li>OD調査を実施。</li> </ul>
<b>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
<b>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年4月25日	函館市生活交通協議会の後継となる函館市地域公共交通協議会設立
令和4年6月24日	函館市地域公共交通協議会令和4年度第2回総会開催 令和5年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画案承認
令和4年12月21日	函館市地域公共交通協議会令和4年度第4回総会開催 令和4年度事業の評価を実施
令和5年6月23日	函館市地域公共交通協議会令和5年度第1回総会開催 令和6年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画案承認
令和5年12月12日	函館市地域公共交通協議会令和5年度第4回総会開催 令和4年度事業の評価を実施
令和6年6月13日	函館市地域公共交通協議会令和6年度第2回総会開催 地域公共交通計画別紙案承認

## 19. 利用者等の意見の反映状況

令和2年1月 銭亀沢地区町会連合会とバス事業者の協議により運行時刻・経路を変更

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 函館市東雲町4番13号  
(所 属) 函館市企画部計画推進室交通政策課  
(氏 名) 佐々木 健人  
(電 話) 0138-21-3625  
(e-mail) [bus@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:bus@city.hakodate.hokkaido.jp)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和6年度函館市生活交通改善事業計画  
(ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)

令和6年(2024年) 7月 24日  
(名称) 函館市地域公共交通協議会  
(代表者名) 会長 奥平 理

### 1. 生活交通改善事業計画の名称

令和6年度函館市生活交通改善事業計画  
(ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)

### 2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

ユニバーサルデザインタクシー等（福祉タクシー車両を含む。以下同じ。）の導入は、高齢者や障がい者をはじめとした多様なタクシー利用者の移動の利便性や安全性の向上に寄与する公共性の高い事業であり、今後においても誰もが利用しやすい環境を整備するため、導入を促進する必要がある。

### 3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

#### (1) 事業の目標

函館市内に主な営業所を置くタクシー事業者が運行するユニバーサルデザインタクシー等の台数を、令和7年度までに100台以上とする。

なお、函館市を含む函館交通圏が、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）」に基づく準特定地域としての指定を受けていることから、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入にあたっては、現行車両との代替によるものとする。

※函館市内に主な営業所を置くタクシー事業者が運行するユニバーサルデザインタクシー等の台数は74台（令和6年3月末時点、うち福祉タクシー車両41台）

#### (2) 事業の効果

函館市内においてタクシーを利用するすべての人が快適に移動できるようになるほか、特に高齢者や障がい者等にとって、移動に係る身体の負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。

### 4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

#### 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

(内容) ユニバーサルデザインタクシー等	38台	(うちレベル準1 6台) の導入
道南ハイヤー（株）	5台	
函館交通（株）	10台	(うちレベル準1 5台)
（株）桔梗ハイヤー	2台	
センターハイヤー（株）	1台	(うちレベル準1 1台)
相互交通（株）	10台	
東海ハイヤー（株）	2台	
函館第一交通（株）	3台	
（株）函館第一交通	3台	
（有）いさり火ハイヤー	1台	
川村 二郎	1台	

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）

別紙のとおり

## 5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和6年度（当該年度）

事業の名称	総事業費割合	国費割合	都道府県負担割合	市区町村負担割合（予定）	事業者負担割合
ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業	108,000千円	21,600千円	0千円	10,500千円	75,900千円
	100%	20.0%	0.0%	9.7%	70.3%
合計	108,000千円	21,600千円	0千円	10,500千円	75,900千円
	100%	20.0%	0.0%	9.7%	70.3%

※総事業費については見込み額を記載。

※国費負担（補助金）額は、レベル1・2：1台あたり60万円、  
レベル準1：1台あたり40万円として記載。

※市負担（補助金）額は、レベル1・2：1台あたり30万円、  
レベル準1：1台あたり20万円として記載。

## 6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(—)で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和6年度				
	4月	9月	12月	3月	
ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業		9月着手 			3月末日完了

## 7. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和3年8月13日 令和3年度第2回函館市生活交通協議会（書面協議）を開催  
令和3年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
- 令和4年4月25日 函館市生活交通協議会の後継となる函館市地域公共交通協議会を設立
- 令和4年6月24日 令和4年度第2回函館市地域公共交通協議会を開催  
令和4年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
- 令和5年8月28日 令和5年度第2回函館市地域公共交通協議会を開催  
令和5年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
- 令和6年7月24日 令和6年度第3回函館市地域公共交通協議会を開催  
令和6年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認

8. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課新幹線推進室、 北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室道路課
関係市区町村	函館市企画部計画推進室交通政策課、土木部管理課、 港湾空港部管理課
交通事業者・交通施設管理者等	函館バス(株)、函館市企業局交通部、北海道旅客鉄道(株)、 道南いさりび鉄道(株)、(一社)函館地区ハイヤー協会、 函館地区バス協会、函館地区交通運輸産業労働組合協議会、 北海道開発局函館開発建設部道路計画課、 北海道警察函館方面本部交通課、 北海道警察函館方面函館中央警察署交通第一課、 北海道警察函館方面函館西警察署交通課
地方運輸局	北海道運輸局鉄道部計画課、北海道運輸局函館運輸支局
その他協議会が必要と認める者	北海道教育大学函館校、公立はこだて未来大学、 函館大学、函館市町会連合会、函館市社会福祉協議会、 函館市女性会議

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道函館市東雲町 4 番 13 号  
(所 属) 函館市企画部計画推進室交通政策課  
(氏 名) 佐々木 健人  
(電 話) (0138) 21-3625  
(e-mail) bus@city.hakodate.hokkaido.jp

(別紙) 実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における  
運賃割引率について

	事業者名	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	その他
1	道南ハイヤー(株)	1割引	1割引	—	高齢者割引（1割引）
2	函館交通(株)	1割引	1割引	—	—
3	(株)桔梗ハイヤー	1割引	1割引	1割引	高齢者割引（1割引）
4	センターハイヤー(株)	1割引	1割引	—	—
5	相互交通(株)	1割引	1割引	1割引	運転免許返納割引（1割）、妊婦割引（1割）、乳幼児割引（1割引）、高齢者割引（1割引）
6	東海ハイヤー(株)	1割引	1割引	1割引	高齢者割引（1割引）
7	函館第一交通(株)	1割引	1割引	—	運転免許返納割引（1割引）
8	(株)函館第一交通	1割引	1割引	—	運転免許返納割引（1割引）
9	(有)いさり火ハイヤー	1割引	1割引	—	—
10	川村 二郎	1割引	1割引	1割引	特定疾患医療受給者割引（1割引） 被爆者割引（1割引） 戦傷病者割引（1割引）

上記のほか、函館市において以下内容の重度身体障害者等タクシー料金助成事業を実施。

対象：一定の基準を満たす身体障害者および知的障害者

助成内容：タクシー運賃の基本料金を助成する乗車券を、年間36回を上限として交付

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名：函館市地域公共交通協議会

評価対象事業名：地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
川村 二郎	福祉タクシー1台購入	(初年度実施)	A	計画通り事業は適切に実施された。	A 誰もが安心して利用できる移動手段の確保を図ることができた。	高齢者や障がい者の要望に沿えるよう、今後も福祉タクシーの保有台数を増やし、利便性を向上させる。